

Ⅲ ごみ減量の一層の推進

1 新たなごみ減量目標

新たなごみ減量目標を定め、更なるごみ減量に向け、施策を継続・強化する。

1991年度ごみ処理量 217万トン 《ごみ処理量のピーク》

家庭系ごみ

- 資源ごみ・容器包装プラスチック分別収集
- 粗大ごみ収集の有料化
- 中身の見えるごみ袋の導入 等

事業系ごみ

- 大規模建築物に対する減量指導
- ごみ処理手数料の見直し
- 焼却工場における搬入物の検査指導の強化 等

2010年度ごみ処理量 115万トン 《ピーク時からほぼ半減》

2015年度110万トンを前倒しで達成見込み

さらに

2015年度ごみ処理量
100万トン以下

将来的な減量目標
ごみ処理量 90万トン

- これまでの取組を継続
(分別排出の徹底など普及啓発の強化 他)
- ごみ処理手数料の改定
- 古紙類の分別収集
- 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止
(検査・指導強化含む)
- 家庭系ごみの有料化
- 将来的な人口の減少に伴うごみ量の減少
- 焼却工場に搬入する際のごみ処理手数料の改定 等

Ⅲ ごみ減量の一層の推進

2 今後のごみ減量施策

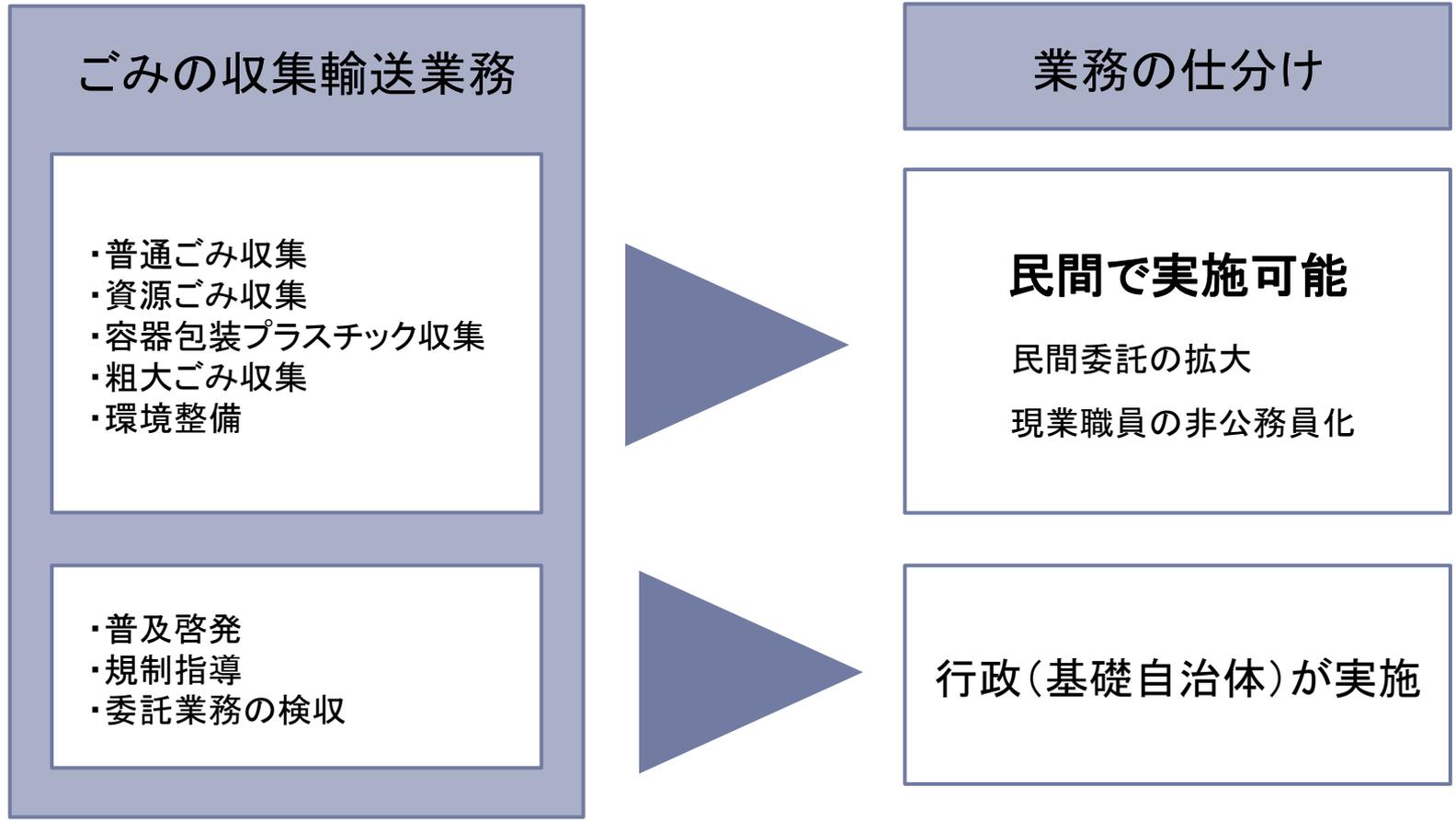
		2010年度 実績	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	将来
家庭系 ごみ	既存施策 【▲2万トン】	分別排出の徹底に向けた取組（普及啓発・指導強化）	—	継続して実施			指導強化	
		資源集団回収活動の活性化	—	活動の活性化				
		紙パック・乾電池等の拠点回収の推進等	—	継続して実施				
		小物金属類の分別収集	—	試行実施		順次拡大予定		
	古紙類の分別収集【▲3万トン】		—	—	(検討)	分別収集		
	古布類の分別収集【▲1万トン】		—	—	(検討)	分別収集		
事業系 ごみ	既存施策 【▲4万トン】	特定建築物の減量指導	—	継続して実施				
		事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進等	—	継続して実施				
		事業系生ごみのリサイクル	—	継続して実施				
		手数料改定（58円⇒90円）	—	—	条例施行し改定			
	紙ごみの減量（資源化可能な紙類の搬入禁止：検査・指導強化含む）【▲7万トン】		—	—	—	(検討)	搬入禁止	
人口減に伴うごみ量の減								▲ 2万トン
ごみ処理手数料（工場搬入）値上げ								▲ 3万トン
家庭系ごみの有料化								▲ 4万トン
上記減量施策を踏まえたごみ処理量の推移		115万トン	—	—	—	—	98万トン	90万トン以下

※施策の減量効果は試算

IV 収集輸送業務の運営形態の検討

1-(1) 検討のプロセス《中間報告までの検討》

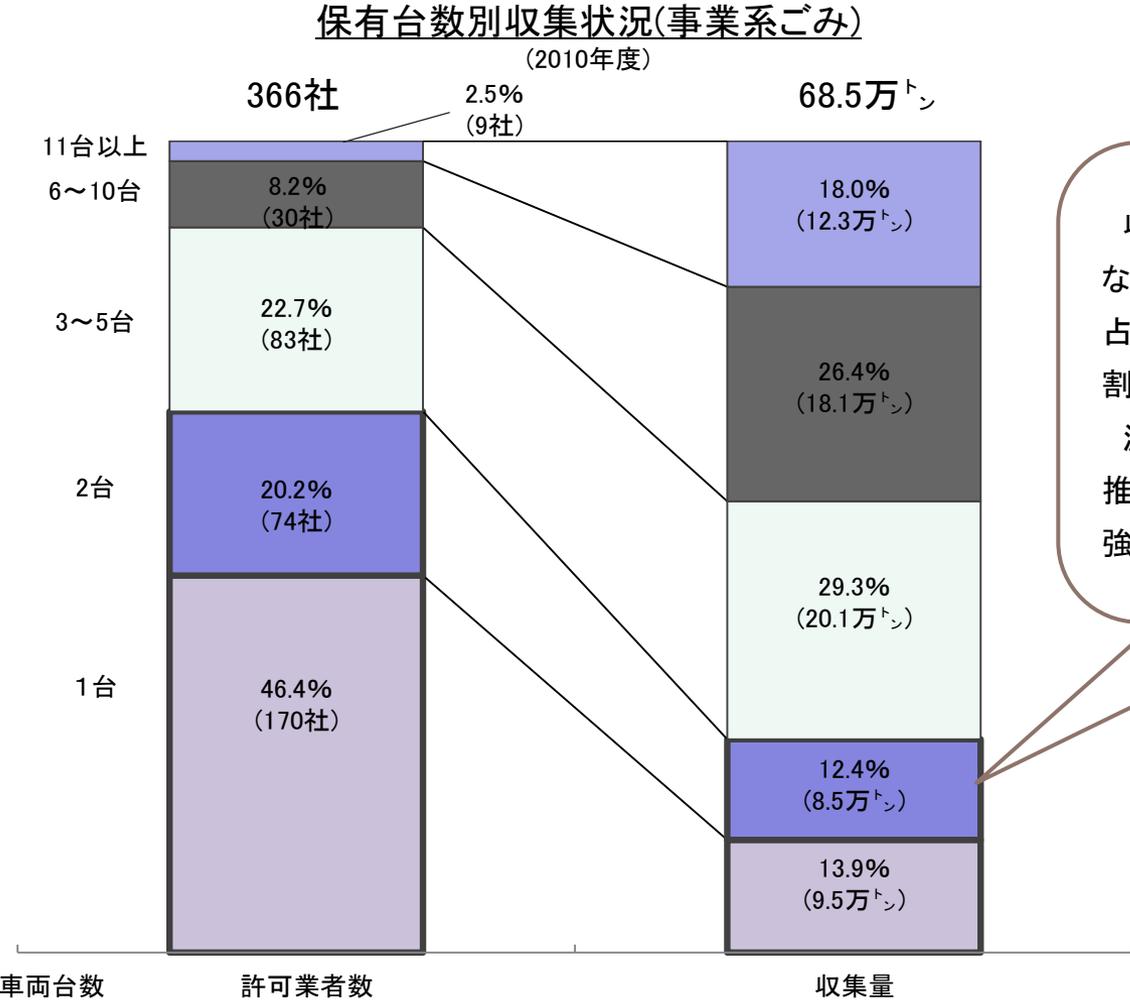
「民でできることは民へ」の視点に基づき、ごみの収集輸送業務について、民間で実施可能なものについては民間で実施していく。なお、普及啓発や規制的な業務については、引き続き行政で実施する必要がある。このように、業務を仕分けし、『民間委託の拡大』『現業職員の非公務員化』について検討した。



IV 収集輸送業務の運営形態の検討

1-(2) 民間委託の拡大～大阪市一般廃棄物収集運搬許可業者の現状

大阪市では、収集車両が2台以下という零細業者が多いことから、事業者の体質強化が必要である。



収集車両を1～2台しか所有していない零細な事業者が全体の2/3を占めており、その事業者の収集量の割合は、1/4程度となっている。

減量リサイクルや、分別収集などの推進を一層充実するためには、体質強化が必要である。

※許可基準の見直しとともに、排出事業者へのサービス向上や業界の競争性・透明性を高める観点から、新規許可を検討している。

資料：大阪市環境局作成

IV 収集輸送業務の運営形態の検討

1-(3)-① 現業職員の非公務員化(受皿組織の設置)

運営形態の移行の方法には、直接的な移行と受皿組織を設けた移行が考えられ、それぞれの方法について比較する。

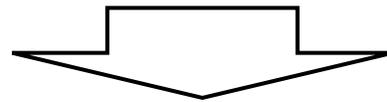
	直接的な移行	一時的な運営形態を設けた移行
イメージ	<p>大阪市(直営) → 別法人 競争入札参加</p>	<p>大阪市(直営) → 一定期間 受皿組織 → 別法人 随意契約 競争入札参加</p>
市職員の削減	○	○
現業職員の雇用・仕事の確保	×	○
競争性の発揮	○	▲
退職金の支払	別法人に移行した場合、引き続き在職期間とはみなされないため、退職金支払いが必要となる。(約200億円)	受皿組織として独立行政法人を選択した場合のみ、在職期間を通算することで移行時に退職金が発生しない。その他の場合は、左に同じ。
現業職員の年金・健康保険	年金: 共済組合から厚生年金に移行(年金額の減) 健保: 共済組合から一般の健康保険に移行(給付内容の低下)	受皿組織として独立行政法人を選択した場合のみ、共済組合を引き継ぐ。 その他の場合は、左に同じ。

IV 収集輸送業務の運営形態の検討

1-(3)-② 受皿組織への随意契約の必要性

随意契約の必要性について

- ・競争入札市場に参入できる業者の育成(許可業者は零細が多く、協業化や事業規模拡大等の体質強化)に一定の期間が必要である。
- ・受皿組織へ職員がスムーズに移行できるように、一定期間の業務(仕事)の保障が必要である。
- ・家庭系ごみ収集業務は市民の日常生活と不可分な事業であり、業務委託の推進やごみ量の減少に伴い規模を縮小しながらも安定的な運営が必要である。



当初は、一時的な運営形態として受皿組織を設け、競争入札の環境が整うまでの一定期間、家庭系ごみ収集業務について随意契約を行い、均一なサービスの提供を行うこととする。

※随意契約の実施にあたっては、地方自治法等関係法令に基づき、関係局と精査を進める。